

六 業務及びその執行に関する事項

七 資産及び会計に関する事項
八 公告の方法

2 定款は、厚生大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第八條 日本赤十字社は、主たる事務所の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(解散)

第九條 日本赤十字社につき解散を必要とする事由が発生した場合において、その処置に関しては、別に法律で定める。

(民法の準用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の住所)の規定は、日本赤十字社に準用する。この場合において、同法第四十四條中「理事其他ノ代理人」とあるのは「社長、副社長、理事其他ノ代理人」と、「社員、理事」とあるのは「代議員、社長、副社長又は理事」と読み替えるものとする。

第二章 社員

(社員の平等取扱)

第十一條 何人も、社員となるにつき、及び社員の権利義務につき、人種、国籍、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されることがない。

(社員の加入)

第十二條 日本赤十字社は、社員として加入しようとする者があるときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(社員の脱退)

第十三條 社員は、何時でも、脱退することができる。

2 社員は、左に掲げる事由によつて脱退する。
一 死亡
二 社費の未納額が定款で定める額に達したこと。
三 除名

3 前項第三号の除名は、定款で定める事由に該当する社員につき、定款の定めるところにより、代議員会の議決によつてすることができ、
4 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつてその社員に対抗することができない。

(社員の権利)

第十四條 社員は、左に掲げる権利を有する。
一 この法律の定めるところにより、日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。
二 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。

三 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。
2 日本赤十字社は、公告をもつて、前項第二号の報告に代えることができる。

(社費)

第十五條 社員は、定款の定めるところにより、社費を納めるものとする。

第三章 管理

(役員)

第十六條 日本赤十字社に、役員として、社長一人、副社長二人以内、理事六十一人以内及び監事三人以内を置く。

(役員職務権限)

第十七條 社長は、日本赤十字社を代表し、その業務を総理する。
2 副社長は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長及び副社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長及び副社長にともに事故があるときは社長の職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときは社長の職務を行う。

4 監事は、日本赤十字社の業務を監査する。
(役員選出)
第十八條 役員は、社員の中から、代議員会において、選出する。

(役員任期)
第十九條 役員の任期は、三年とする。

(理事会)
第二十條 社長、副社長及び理事をもつて理事会を構成する。
2 理事会は、定款の定めるところにより、日本赤十字社の重要な業務の執行について審議する。

により、日本赤十字社の重要な業務の執行について審議する。

(代議員会)

第二十一條 日本赤十字社に代議員会を置く。

2 代議員会は、定款の定めるところにより社員の中から選出された代議員をもつて組織する。

3 代議員会は、少くとも毎年一回、定款の定めるところにより、招集する。

(代議員会の議決事項)

第二十二條 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が輕微と認めた事項は、この限りでない。
一 収支予算
二 事業計画
三 収支決算の承認
四 定款の変更
五 その他定款で定めた事項

(代議員の任期)
第二十三條 代議員の任期は、三年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員解任)
第二十四條 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに不適しない非行があると認めるときは、その役員の解任の議決をすることができる。

(事業年度)
第二十五條 日本赤十字社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(民法の準用)

第二十六條 民法第五十四條(代表権の制限)、第五十六條(仮理事)及び第五十七條(特別代理人)の規定は、日本赤十字社に準用する。

この場合において、同法第五十四條中「理事」とあるのは「副社長又は理事」と、同法第五十六條中「理事」とあるのは「社長、副社長及び理事」と、「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「厚生大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第五十七條中「理事」とあるのは「社長、副社長又ハ理事」と、「此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」とあるのは「此場合ニ於テハ監事法人ヲ代表ス」と読み替えるものとする。

第四章 業務

第二十七條 日本赤十字社は、第一條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。
一 赤十字に関する諸條約に基づく業務に従事すること。
二 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他災やぐを受けた者の救護を行うこと。
三 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

四 前各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するために必要な業務。
2 前項第一号及び第二号に掲げる業務には、第三十三條第一項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

(救護員の確保)

第二十八條 日本赤十字社は、前條第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下「救護業務」という。)に従事させるために必要な者(以下「救護員」という。)を常時確保しておかなければならない。

(救護員の養成)

第二十九條 日本赤十字社は、前條の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護婦その他の特殊技能者を養成しなければならない。

2 前項の養成は、日本赤十字社が学費その他の費用を負担して日本赤十字社の目的、特に日本赤十字社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

3 前二項の規定による養成を受けた者は、日本赤十字社が、これらの者が救護員として救護業務に従事するのでなければその救護業務を適正に行うことができないと認めて、救護業務に従事すべきことを求めたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(使用者の協力)

第三十條 前條第一項及び第二項の規定による養成を受けた者を雇用しようとするとき、又は雇用している場合において、使用者は、その者が、同條第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事する場合のあること又は従事したことを理由として、不当な取扱をしてはならない。

2 前條第一項及び第二項の規定による養成を受けた者が、同條第三

項により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事しようとする場合においては、使用者は、これに協力するように努めなければならない。

(実費弁償)

第三十一條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(扶助金の支給)

第三十二條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二十四條(従事命令)の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。

(国の救護に関する業務の委託)

第三十三條 国は、赤十字に関する諸條約に基づく国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

3 国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第一項の

規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

(運送及び通信に関する便宜供与)

第三十四條 日本国有鉄道その他運送又は運送取扱を業とする者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるよう、救護員又は救護用の物資の運送に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

(郵政大臣、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会又は一般放送事業者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるよう、救護業務に関する通信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。)

2 郵政大臣、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会又は一般放送事業者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるよう、救護業務に関する通信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

(社会福祉事業の経営)

第三十五條 日本赤十字社は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、同法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を営むものとする。

2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を営む場合には、社会福祉事業法第七章(社会福祉事業)の規定及びこれに係る罰則の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。

(定期の寄附金募集)

第三十六條 日本赤十字社は、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務(前條第一項の

社会福祉事業を除く。)を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

2 前項の規定により寄附金を募集するには、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならない。

3 日本赤十字社は、第一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。

(臨時の寄附金募集)

第三十七條 日本赤十字社は、前條の規定による場合のほか、特別の事情に基き、同條第一項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、厚生大臣の定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事(募集しようとする地域の区域にわたるときは、厚生大臣)に対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、條件を附することができる。

3 日本赤十字社は、第一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、寄附金の募集の許可を受けた行政庁に対し、募集の結果を報告しなければならない。

第五章 監督及び助成

(報告及び検査)

第三十八條 厚生大臣は、日本赤十字社に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督処分)

第三十九條 厚生大臣は、日本赤十字社が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、日本赤十字社に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(解任勧告)

第四十條 厚生大臣は、日本赤十字社の役員が、日本赤十字社の業務に関し法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は著しく公益を害する行為をしたときは、日本赤十字社に対し、その役員の解任を勧告することができる。

(助成)

第四十一條 国又は地方公共団体

は、日本赤十字社が、その業務の実施に必要な施設又は設備を整備する場合において、必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも日本赤十字社に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項(財産の管理及び処分)並びに私立図書館の事業についての補助金の交付に関する図書館法(昭和二十五年法律第八十八号)第二十六條(国及び地方公共団体との関係)の規定の適用を妨げない。

2 日本赤十字社が、左の各号の一に該当するときは、前項の規定により交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 施設又は設備の全部又は一部を他の用途に供したとき。

二 助成の條件に違反したとき。

第六章 罰則

第四十二條 左の場合においては、その違反行為をした日本赤十字社の役員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十七條第一項の許可を受けず、又は同條第二項の許可の條件に反して、寄附金を募集したとき。

二 第三十七條第二項の許可の條件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した

財産を処分したとき。

第四十三條 左の場合においては、その違反行為をした日本赤十字社の役員を一万円以下の罰金に処する。

一 第三十六條第二項の規定による届出又は同條第三項の規定による公告を怠つたとき。

二 第三十六條第三項、第三十七條第三項又は第三十八條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十四條 第三十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五條 日本赤十字社の役員がこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第八項から附則第十八項までの規定を除き、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第十九項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

2 この法律施行の際現に存する日本赤十字社(以下「旧法人」という。)は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社(以下「新法人」という。)となるものとする。この場合においては、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のために必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可があつたときは、旧法人は、第十八條及び第二十一條第二項の例により、新法人の役員及び代議員を選出するものとし、この場合において、代議員会の招集は、旧法人の社長がしなければならない。

4 附則第二項の規定による旧法人の新法人への組織変更は、前項の規定により選出された役員が全部が新法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6 この項の規定施行の際における他の法律中の旧法人に関する規定及び附則第七項の規定は、新法人に関する規定とする。

7 旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して社会福祉事業法に規定する社会福祉事業を経営しようとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。

8 児童福祉法の一部改正(児童福祉法の一部改正)

9 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出し及び同條第一項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に、同條第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

第四十二條の見出し中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に改める。

第四十三條「又は日本赤十字社」を「又は日本赤十字社又は日本赤十字社」に改める。

(生活保護法の一部改正)

9 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出し及び同條第一項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に、同條第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

第四十二條の見出し中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に改める。

第四十三條「又は日本赤十字社」を「又は日本赤十字社又は日本赤十字社」に改める。

10 図書館法の一部改正(図書館法の一部改正)

第二條第一項中「地方公共団体」の下に「日本赤十字社」を加え、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に改める。

11 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、」に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同條第二項中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

に改める。

第十一條第一項第一号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

12 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を「社会福祉事業法」の下に「日本赤十字社」を加える。

第十九條第十四号ノ三の次に次の一号を加える。

十四ノ四 日本赤十字社が日本赤十字社法第二十七條ノ業務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

13 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ九ノ二 日本赤十字社ノ業務ニ關スル証書、帳簿

臣ノ認許シタルモノ

(所得税法の一部改正)

15 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第九号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

(法人税法の一部改正)

16 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「民法第三十四條」を「日本赤十字社、民法第三十四條」に改める。

(地方税法の一部改正)

17 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二号中「学校教育法」を「日本赤十字社、学校教育法」に改める。

第七十八條第一項中「第十條の社会教育関係団体」の下に「日本赤十字社」を「社会教育関係が行う社会教育」の下に「日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務(社会教育を含む)」を加える。

第百四十六條第二項に後段として次のように加える。

日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の條例で定めるものに対して、また、同様とする。

第二百九十六條中「土地改良区」を「日本赤十字社、土地改良区」に

改める。

第三百四十八條第二項第九号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四條の法人」に、「同條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 前二号に掲げる固定資産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第七百四十三條第二号中「民法第三十四條の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四條の法人」に改める。

18 (国有財産特別措置法の一部改正) 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「又は社会福祉事業法」を「社会福祉事業法に改め、(以下)社会福祉法人」という。の下に「又は日本赤十字社」を加え、「又は社会福祉事業施設」を「社会福祉事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設」に、同條第二項中「補助を行うことができる場合」を「補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法

(昭和 年法律第 号)第四十一條第一項の規定により助成を行うことができる場合」に改める。

第十一條第一項第一号「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を加える。

19 (旧法人に関する経過規定) 旧法人は、昭和二十七年六月一

日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。

この場合において「社会福祉法第十九條第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替へるものとする。

一、身體障害者福祉法

二、生活保護法

三、社会福祉事業法

四、登録税法

五、国有財産特別措置法

○青柳委員 それでは提案者を代表いたしまして、私から本案の提案理由の説明を申し上げます。

御存じのように、この法案につきましては、五月の十六日以来六回にわたります小委員会が開催せられ、十分なる御意見を参照いたしまして、十分なる御意見を参照いたしまして、でき上つた法案であるのでございます。従いまして、私は小委員会の報告を兼ねて提案理由の説明をいたすことに相なるわけでございします。

本案は日本赤十字社の行う事業の公共性と国際性にかんがみまして、日本赤十字社の特性を生かし、その自主性を重んじ、事業の円滑適正なる運営を期せしめまして、一つには、日本赤十字社が、国内の現状に即しまして、その本来の使命を発揮し、国民生活の安定に一段の力を盡すようにいたしますとともに、また一つには、日本赤十字社が、国際赤十字の一員としての地歩を強め、わが国をめぐる複雑な国際情勢のもとにありまして、赤十字国際機関並びに各国赤十字社とよく力を合

せ、世界の平和と人類の福祉に貢献せしめずために、日本赤十字社を特殊法人に改組いたし、これを強化しようとするものであります。

そも、赤十字は、世界の平和と人類の幸福をもたらすために、一八六四年八月十二日スイス国ジュネーヴにおいて、スイス国外十一箇国の間に締結されました臨時における戦傷病者を救済しようとする赤十字條約によつて確立せられ、一九〇六年及び一九二九年の再度の條約改正を経まして、現在わが国を初め七十箇国によつて支持せられ、また赤十字社は、赤十字條約加盟各国において、この條約の崇高な使命を達成するために奉仕しようとする、平和を愛好する人々によつて組織せられ、その活動は、赤十字條約の規定に従ひまして戦時における戦傷病者の救済に奉仕いたしますほか、真の平和と人類の福祉を確保するための根源にさかのぼりまして、常時において人々の健康を増進し、疾病を予防し、また天災地変その他不測の不幸から派生する生活上の苦痛を軽減することにあらゆる努力と奉仕がなされ、しかもこの努力と奉仕は、自国民のみにとどまることなく、各国赤十字社相協力して、広く世界各国の人々の上に及ぼされるものであります。このため赤十字條約加盟国の各赤十字社は、国際赤十字機關を構成して組織ある赤十字活動を展開し、かつ赤十字活動を通じて強固な国際親善の基礎をつちかい、世界恒久平和の達成に貢献いたしてありますことは、御承知のところでありまして、各国政府が、自国赤十字社を公認し、種々の特権と便宜を与え、その奨励促進に當つておりますことは、けだ

し上述の理由によるものであります。この世界に通ずる赤十字活動こそは、わが憲法の前文に掲げられた平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して日本国民の安全と生存を保持し、また全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存し、真の世界平和を招来せんとする高邁な理想に合致するものであります。国際社会に復帰したわが国の現状から考えますとき、日本赤十字社の活動に期待するところのものは、まことに大なるものがあると信ずるのであります。

ことに昨年平和條約調印の際、平和條約に關連して、政府は、平和條約発効後一年以内に、一九四九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸條約に加入することを世界に宣言いたしましたことから、日本赤十字社の制度を確立して該條約受入れの態勢を整えますことは、平和を愛好するわが国の真摯なる態度を世界に宣明するものであると深く信ずる次第でございます。

従いまして日本赤十字社に対し、その所期する活動を期待いたしますためには、現在のような民法上の一般社團法人として運営せしめることなく、日本赤十字社の性格とその実態に即し、特殊法人としての法的根拠を与え、国の指導援助のもとに、強力にしかつ健全な運営をはからしめることが、最も重要であると思惟せられますので、ここに日本赤十字社法案を提案いたします次第でございます。

本法案につきましておもしろなる点を申し上げますれば、次の通りでございます。

第一に、日本赤十字社の運営の基本

を明らかにしたことであります。すなわち日本赤十字社は、赤十字に関する諸條約等の精神にのっとりまして、赤十字の理想とする人道的任務の達成に當ることを目的とするわが国唯一の赤十字社であることを明らかにいたしましたとともに、日本赤十字社がますます事業の公共性を發揮して国民の負託にこたえることができるよう、従前と異なり、その社員との地位を明確にするともに、役員に関する規定を時代に即応する民主的なものとしたし、總會にかわるべき代議員会を設けるなどその運営管理の基本につきましてこれを規定したことでございます。

第三に、日本赤十字社の国際性を明らかにしたことでございます。日本赤十字社の国際的な性格にかんがみ、その運営の成否はもつて国際信用の上に至大の關係を持つものでありますので、国際赤十字の一員としてその本来の使命を果すよう、国際協力の原則を規定したことでございます。

第三に、日本赤十字社に対する国の立場を明らかにしたことであります。日本赤十字社の活動は、赤十字條約の規定に基き、篤志赤十字機關として国の赤十字に関する條約業務に率仕し、平時においては健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減等のための国家的施設を補足するものでありますから、国は、日本赤十字社によつて供与されるこれらの役割に對し、その代償として必要な特權と便宜を与へ、また物心両面にわたる援助をなすこととしたのであります。日本赤十字社の役員、の決定、その他運営の本質に直接關係ある事項につきましては、赤十字國際會議において決議せられました諸原則

を尊重し、またその国際的な性格から考えて、中立性を保持せしめる必要から、その自主性を重んじ、不当な関与はこれを避けしめることとしたのでございます。

第四に、日本赤十字社が赤十字に關する條約に基く業務並びに非常災害時または伝染病流行時における非常救護のために必要とする救護要員の確保につきまして、必要な事項を規定したことでございます。日本赤十字社は、現に非常救護に従事せしめるために、みづから看護婦を養成してこれを救護員に委嘱し、万一に備えているのであります。非常災害時等における人命救助のことは、寸刻を争い、かつ必要な人員をただちに必要な地に派遣しななければならぬことから、今後諸般の災害に備えて、人命救助の態勢を一段と強化せしめる必要がありますので、救護要員の確保について特にその必要な措置を規定したことでございます。

第五に、監督規定を設けて日本赤十字社の業務につき、その適正な監督を實施することとしたのであります。日本赤十字社の運営につきましては、その特性を生かし、自主性を重んじて、健全な発達を奨励促進せねばならないことは言をまたないところであります。その健全な発達を促すためには、常に善意に基く監督が必要でありますので、そのために業務上必要なる命令をなし、また役員中不都合の行為のあつた者に対してはその解任を勧告し、また監督上必要な報告を徴し、あるいはまた事務所に立ち入り業務の状況もしくは帳簿、書類その他必要な物件を検査して、その業務の適正な実施を期せしめることとしたのであります。

4464a

第六に、日本赤十字社の行う事業に對し、国または地方公共団体の助成の道を講じたことであります。日本赤十字社は、その性格から社員に酬金によつて維持經營せられるのが理想でありつて維持經營のための救護班の派遣とか、病院、診療所及び療養所の創設、拡張、改良とか、あるいはまた救護員の養成のためには、多額の費用を要することが予想せられ、社員に酬金のみをもつては、とうていまかなうことができないのみならず、これらの事業はいずれも国家的施設の補足をなすものでありますので、これらの費用に對する国または地方公共団体の援助を講ずることとしたのであります。

以上が本案の概要でございます。小
委員会を代表して御報告を兼ね、趣旨
の弁明をいたした次第でございます。
○大石委員長 次に、本案について発
言を求められておりますのでこれを許
可いたします。通告順によりまして丸
山直友君。

○丸山委員 この法案を提案いたしました
すまでは、数回的小委員会を持ちま
して、われ／＼の希望する点も、るる
申し述べ、また現在私どもは、すでに
提案者になつておりますので、これに
対して質疑をするというようなこと
は、少し形としてはおかしいようにも
考えるのでございますが、この法を制
定いたしましたときに関与したそのと
きの意向が、そのままこの文書を見て
現われておるかおらぬかという点に対
して、多少の質疑を繰返しておく必要
があると考えて、申し上げたいのであ
ります。

ただいま提案理由の御説明にもありましたが、また、杜員というものの身分、権限その他を明らかにいたしましたことは、たいへんけっこうなことであると思っておりますが、こまかい点

といたしまして——これはただ立法技術でござりますが、二十條で「社長、副社長及び理事をもつて理事会を構成する」となつておつて、原則が、社長、副社長は理事でないことに、なつておるのに、この理事会の構成メンバーとして社長、副社長が入ることになつておる。これは民法上おかしい。おかしいがその裏を返しまして、二十六條と見合せて、民法の規定を読みかえるという形で行つておるのであります。普通の場合は、社長、副社長は理事とするという文句が一つ入れば事は済んでしまつて、二十六條というものは不必要な形になつて来るというようにやるのが多いと思うのですが、これは立法技術としていかなものでございましょうか。まずその点から伺つて、なお次にいろいろお伺いしたいことがあります。

○岐阜法制局参事　ここで理事会と申しましたのは、これは役員会というような意味でございまして、ただその役員会の大部分を占めておるのが理事でございまして、理事会という名称を用いてございすけれども、意味合いとしましては、役員会——役員会といつておりまして、執行機関たる役員会というような意味合いでございす。

ここで申します理事だけで構成してあるというような意味合いではございまして、執行機関たる役員会というような意味合いで、理事会というような名前をつけたのでございます。それか

ら立法例としましては、**放送法**にやはりこういう理事会というのがございまして、やはりあそこのNHKの総裁、副総裁それから理事をもつて構成してあるのでございます。

○丸山委員 これはもう簡単な、ただ立法技術でございますから、どちらでもいいことだと思えますけれども、どうも理事にあらざる社長、副社長が理事会の構成メンバーになるということ、これはちよつと見たところで、私どもとしてはまずいのであります。「社長、副社長は理事とする」というふうに一項目入つた方が、体裁としても整うし、従つて二十六條は必要だ、民法の規定を読みかえる必要はなくなつて来るのじやないかというような氣もするので、申し上げたので、これはどちらでもいいことだと思います。

それから、これは赤字の方の当局、副社長がお見えになつておりますからお伺いしたいのでありますが、二十九條で、看護婦、医師等の養成、特殊技能者の養成ということもうたつてありますし、またそれに関する救護事務に従事する義務規定というものが「応ずるように努めなければならぬ」という多少範圍は漠然としておりますが、一応の義務規定があるわけでありませう。しかし、この義務規定に對しては、年限も定められておりませんし、一生であるかないかということ、この法律としては私どもは確信をしておりぬ。これは定款その他の内部の機構において定められてよいと私どもは思つております。その他運用いたされます面においてどういふうな心持をもつてこれを運営される御意思であるか、これをひとつ明確にしてい

ただきたい。

○伊藤参事 救護員の応召に関する点でございすが、大体私どもの今の考えでは、法文の上から申しますと一生運という事になりますけれども、実際の運用としては、あるいは定款にきめずか、あるいは救護員の服務に關する規則によりまして、いづれかによりまして、大体七年くらいが適当じやないかというふうに考えておりますけれども、今後これは役員会その他に諮りまして決定したいと思つてゐる次第でございします。

○丸山委員 これはぜひひとつ内部でお願いするつもりで、あまり野放しにならないように御処理を願いたいと思つてございします。もし、あと可能であるとするれば、むしろ立法的に何年間はというふうな強制規定——特別の正当の理由がなければこれに應じなければならぬといふ、そういう形をもつて法律で定める、そういう形に關する年限をはつきりしてしまふというやり方もあると思ふ。どちらがいかにも悪いかというところは問題なんです。私どもは提案者として、この形をとつたのであります。とりまして、七年になるか十年になるか十五年になるかといふことは、私どもは全然關与できないので、あなた方が運用なさる面において、これはかたつてにおきめになる。この点に關して、私どもとして文句をつけたり多少注文をつけたいというふうな面もありませんので、その点に關してはよく御考慮願つて、社会情勢もございまいし、あなた方がそう一方的におきめになるということもできないと思ひます。ことに今度の法律で、今までの古い考え方と違ひまして、役

員の選出等は非常に民主的になるように、私どもの意向で直したのでございしますから、そういうようなことは、あまり今までのようなやり方、独断専行のようなことはおやりにはならぬと思ひますが、その点はよく御考慮願ひたいと思ひます。

それから三十六條から以下の寄付金募集のことでございしますが、この三十六條の二項では寄付金の目標額、募集の方法と寄付金の使途を定めて厚生大臣に届けるだけであつて、厚生大臣はこの届出を受付けるだけで、これに關する何らの指示を与えることがない。つまり許可権がないということであり、これは、実は私どもも小委員会でも検討しておりますときと、こういうふうな書き表わし方では、私どもの意向はまだ十分に現れていないやうな實は氣持も持つておるのであります。

例の司法關係で、たしか刑余の人の更生緊急保護法という法律が二十五年にできたとおつたと思ひますが、これなどでは、やはり更生保護事業の事業資金の寄付金は、一般に公募することができやうな場合も、許可制度になつておるはずであります。許可がなくて届け出るのだ、寄付金の目標は何億集めるのだ、募集の方法は広い範圍でこうする、寄付金の使ひ方は私どもでかつてにするんだ、それだけ届けつばなしでそのまゝやつてしまふといふことは、少し小委員会の意向とは違つておると思ひます。これは若干手を入れなければならぬやうに思ふのでございします

が、これは提案者の方から、ひとつ御説明を願ひたい。

○青柳委員 この問題につきまして

は、小委員会が非常に大きな問題になつたことは御存じの通りであります。それで、もうこれは申し上げるまでもなく、皆さん御存じのところでもございしますが、赤十字社の事業の社会福祉事業に關する面につきましては、それを赤十字本来の仕事からわけまして、赤十字社のなつてゐる社会福祉事業については、赤い羽根の方の募金から割前を受けるというふうになつてゐることは、すでに御承知の通りであります。ところで、赤い羽根の方の關係の社会福祉事業についての募金につきましても、府県知事に届出に相なつてゐるのでございします。法制的には、社会福祉事業法におきまして、その相なつてゐるのでございします。これも、その意味から届出といふことに相なつてゐるのでございします。従ひまして、法制的には兩者が均衡をとり、兩者とも届出といふことに相なつてゐるのでございします。ただここに問題は、赤い羽根につきましては、各府県におきまして、いろいろ社会福祉事業に必要な費用の目標をつけながら、その目標を達成したものを府県知事に届け出るものであります。そうして、その次にそのものをきめます際には、共同募金の果の社会福祉協議会の意見を聞いて金額をきめる、そういうふうな二段になつておるのであります。知事には届出をします。現実には知事のところで少ししばられる、また社会福祉協議会でも少ししばられるといふことに相なりまして、法制的には同じであるけれども、赤い羽根の方にそういうふうにし

ばられるところがたくさんあるといふことになるのでありまして、その点、實際面からいって均衡を失ひてゐる、

こういう御意見が強力に働いてゐるのでございします。ただ、この原案につきましては、先ほど申し上げましたやうに、社会福祉事業の、日本赤十字社のやつてゐる社会福祉事業につきましては、あくまでも共同募金、赤い羽根で行くという原則をうたつたのであります。その点については御意見も入つております。

○丸山委員 ただいま御説明のございましたやうに赤い羽根の共同募金の方は、一応しるべき部分が出てゐるのであります。ところが、これは全然しるべき面がない、かつてに目標を赤十字社がきめて、かつてに募集方法をきめて届つたならば、どこにもしるべき面がないといふことは、これは、実は小委員会でもしばしば問題になつておりましたやうに、赤十字募金の仕事といふものが、いろいろ世間から言われておるのではありません。つまり、日本赤十字社本来の使命を達するためにこの募金は使われるのだといふことになる、やはりこれは本来の使命といふことに關する見解がいろいろ違つて来まして、問題が起るものであります。財産の造成にこれを起す。何でもかまわずどこかに病院でもつくりたい、病院をつくることは一応赤十字社の精神のつとつたものであるといふことになりまして、ここにひとつ四、五千万円の病院をつくりたいといふ、かつてほうだいに自由には赤十字社の当局が募金ができる。これはだれに相談しなくてよい。こういうやうな形で、全国から集めて中央に吸いとりてそれを使うのだといふやうなシステムからいふと、多少世間からいろいろな目をもつて見ら

れる危険もあると思ひますので、こういうことはなるべく明瞭にしておいた方がよいと私は考へてゐるのであります。ことに募金をいたしましたときの還元金——募集した人にもどしてやる手数料、一種の還元金は、赤い羽根は八分といふことになつてゐる、赤十字社の募金は、今までの慣例によると三割になつてゐる。こういうやうに非常に大きな開きがある。そうすると非常に懸賞金が出たやうな形で、相当無理な募金を割当てて、赤十字社の募金だからこうせざるを得ないだらうといふことで——国民は寄付金といふものに相当飽和してゐる状態である。いろいろの寄付金が参りまして、地方税の改正等におきまして、今までの地方税あるいは学校施設その他におきまして、どうも寄付金に仰いでゐる面が非常に多いので、いろいろの税法の改正等でも国民の寄付金を減らして行かうといふことが、わが党の内閣の大方針であつて、そういうやうな税法の改正等も行われてゐる現実なんです。この赤十字募金と赤い羽根募金といふものは、なか／＼大きな金額なので、これが強制的に行われることは、もちろんないとは言われましようけれども、寄付する側からいふと、多少半強制的に受取りやすい性質の募金であります。その募金の使途がまつたく国民から離れて、何らの規正を加へられることなく、赤十字の当局者の考えのみで自由にできるのだといふやうな立法の仕方

は、私どもも小委員会においてしやべつておつた、議論しておつたことと、この点においてまだ少しびつたりと一致しておらぬやうな感じがするのであります。提案者がこういうことを言うて

七

第一類第八号 厚生委員会議録第三十八号 昭和二十七年六月十日

おると、ちよつとおかしいように思うのでありますが、内部事情をお話いたしますと、実はこの法案は、小委員会で見解は相違に述べましたが、成案を得ます間が非常に早卒の間でありまして、私どもの意見を十分に反映させることがちよつと困難な状態においてここに提案になつておりますので、こ

うふうふうなまじい発言をしなくてはならぬことになつたのは、はなはだ遺憾であります。その点に對して、どういふふうにお考えになりますか。

○青柳委員 ごもつともな御質問だと私は思うのであります。大体先ほど、提案の理由にも申しましたように、赤十字の社業をやつて行くためには、社費によるのを原則といたしたいと存じておるのであります。その点は、法文を一貫して流れる精神から受取られ得ると思つております。ただし、社費を現在年三十万のものを百円にいたしましたとしても、なお實際事業を運営して行くのに金がかかるので、当分の間一七、八年くらいであります。当分はなお足りない。これはやはり従前からやつております共同募金にたよらざるを得ない。この共同募金につきましては、赤い羽根、白い羽根のほかに各種の羽根があつて、これらのほかの羽根につきましても、かつてにやつておるといふ現実を認めざるを得ないのであります。しかし、本質的な議論をいたしましては、社費に基礎を置くという原則を打立てると同時に、ここにもございまして、日本赤十字社業を運営して行くために必要な資金を得るために、この必要、不必要が議論になります。つきましては三十八條、三十九條あた

りの厚生省の行方監督というものによつて縛り得ると存じております。一応法制的にはこれで成り立ち得る、こう存じてこの原案をつつた次第であります。

○金子委員 ちよつと関連して……今、丸山委員のお話のように、実は小委員会におきまして法を検討いたしましたときには、私も提案者の一人になつていて、そういうことを申し上げるのも変でありますけれども、そういう考へ方は持たなかつた。これはどうしても認可でなければならぬという考へ方で、相談を進めたはずだと思つております。なぜならば、今までの赤十字が、赤十字本来の救護事業を養成すること、あるいは救護施設の拡充をすること、それに必要な藥品その他の備蓄をするということ、そういう働きを今の日本の社会において非常時対策として赤十字病院がする、これは認めておるところであります。また、それなればならぬことである。また、それ以外の病院の経営は、あくまでその要員を養成するための病院というものが、今日の段階では第一義であつて、單に患者を収容して疾病の治療をはかることであるならば、これはほかの社会団体がやる病院なり、あるいは国立なり県営なりその他の病院と——かつては特色があつたことは認めますけれども、今日の段階ではそれをもつて赤十字を特殊のものとして認めるわけに行かない。また社会福祉事業におきましては、社会福祉法人というものが、りつばな制度のもとにでき

ておりますので、これはこの法律にも盛つておりますが、社会福祉事業に關しては、赤十字の特殊性というものでなく、原則としてあくまで社会福祉事業法の中の一員として行方ということ

をきめてあります。その次は、先ほどの話に帰りますが、病院経営に對してだけ言ふならば一般病院と同じでありますので、これを赤十字の募金その他のによつて経営するという原則の上に立つては行けない。残された問題は赤十字本来の仕事をどこに置かうということ、その点で赤十字の社業を伸ばしてやらなければならぬ。それがややもすると広い範囲に赤十字社法の目的を解釈いたしましたときには、募金の範囲も非常に広がる危険がある。今日あらゆる募金を、どうして許可制度にしなければならぬかと申しますと、これは募金でありまして、寄付金のよう

なものを多くするからあるは少くするから個人の自由であるという原則には立つておりますけれども、實際上、日本の募金あるいは寄付金のあり方を見ますと、赤十字とか、あるいはこれに携わる人たちの地位だとか、あるいは勸誘というものが非常にものを言うて、實際は強制的な、税金に準ずるような国民支出になるという危険がありますので、募金というものを對しては、一応許可なり、あるいはそれに對して制約を加えておるのだと思ひます。この募金に對して、ただ單に、ただいま丸山委員のおつしやつたような、届け出ればよいのだという御見解では、今まで私も相談した線とは、少し違ふじやないかと思ひますが、それをかりに許可制にしたらどういふふうな不都合とどういふふうな、支障が出て来るか、その点を承りたいと思ひます。

○青柳委員 ただいま御指摘の條項は、三十六條であります。ここには

三十七條もありまして、三十七條におきましては、臨時の寄付金募集についての規定があるのであります。病院建設などにつきましては、私の考へとしては、三十七條の方が大きく關係してゐると思つております。三十六條の方は、おもに各種の運営費がこれに當るものと、実は考へておつたのであります。そこら辺ははつきりとさせておきたい。

○金子委員 今のお話だけでは、割切れない。運営といつたつて、運営のやり方もありまして、非常にルーズなやり方をしても、これだけの金を募金したいと届け出ればよいということになります。だから、許可にしたらどういふ支障があるかということをお伺いしたい。

○青柳委員 いろいろ考へたのであります。法的には、一方の社会福祉事業法については届出という制度でやつておるわけでありまして、社会福祉事業法による社会福祉法人に必要な分は届出でいい。こちらもそれに從つて、届出ということにしたのであります。私の考へとしては、両者は大体同じような方法に持つて行こう、それが一番理想だろうと思つております。ただ制度の切りかえと申しますか、過渡期にあるものでありますから、實際の運営におきましては、優劣が事実上ある。そういう点は心配しておるのであります。

○金子委員 割切れないけれども、残しておきます。

○丸山委員 今のお話に出ました三十七條であります。三十七條に譲るといふお話ですが、三十七條の規定は、実は私どもこういうふうな考へておつたのであります。たとえば鳥取の大火があつた、あるいはどこそこで大震災があつたというふうな、特別な事故が起つたときに、赤十字がそれに対応する費用をまかなうために、臨時に募金をするというふうな意味の條項であつたと、たしか思つておるのであります。これはもちろん赤十字本来の事業には違ひありませんが「特別の事情」といふ意味は、実はそういう意味の特定の事故が起つた場合のことを目標にした特別な目的の募金、こういうふうな私ども考へておつたわけでありまして、実はこれも小委員会が相当問題になつたのであります。そういう特定の募金を、ほかのいろいろ事業団体、たとえば新聞社が鳥取の大火災に對して、募金をしてこれを助けようとする

ことがある。そういうときに赤十字もこれをやるという、その間に競合ということが起りやすい。赤十字がやるのだから、きさまたちやるのはけしからぬといふことが前にあつた、私も聞いております。こういうふうなことで、これは三十六條第一項の規定であります。そこでしつぱつてあるのだとおつしやれば、そういうふうなことになる。これは博愛の精神と申しまして、これはやろうと思へば何でもできるものであります。火災にあつて非常に人が困つておる。そういうものを博愛の精神で、赤十字本来の目的に沿つた仕事であるからやろうといふ、たいていのことはできるのであります。そういう場合には、今申し上げましたようなことが起る。これも、府県に限定しておるときには、たしか届出だけでよかつたのですが、二つ以上にわたる

ときは厚生大臣の許可がある。そういうふうな意味の募金であると解釈しておつたのですが、ただいまの御説明と、ちよつと違つておりませんでしょうか。

○青柳委員 今の解釈の点は、私先ほども申し上げました通りでございます。

○大石委員長 本法案の審議は、午前中はこれだけにいたします。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案に關し、先般当委員会の意見を地方行政委員会に申し入れることに決定願つたのでございますが、当委員会の意見については、申入れを行う以前に、すでに目的を達しておりました關係上、申入れはいたしませんでした。以上御了承願います。

午後一時半より再開することにして、午前中はこれで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後二時四十三分開議

○大石委員長 休憩前に引続き會議を再開いたします。

引続き日本赤十字社法案を議題とし、審査を続けます。通告順により発言を許可いたします。刈田アサノ君。

○刈田委員 まず第一番に、提案者に、日赤を特殊法人に改めなければならぬという事情があるかということとを、お伺いしたいと思います。これは参考人として出席された日赤の元外事顧問であり、日赤の現社員が日赤の恩人だと言つておられる堀川新氏も、また同じように参考人として小委員会にお呼びしました社会福祉事業協会の青木局長も、日赤を今特殊法人にしなければならぬ理由はないじやないかという御意見だと私は拜聴してお

る。私はさう思うのです。どういう理由かということをお聞きしたいと思ひます。提案理由の中に、五つほど述べられておるのがありますが、特殊法人にしなければ、そういうことができないというものがよく出て、こういうような社会事業団体であれば、運営を民主化するというようなことにしまして、それから国際性の問題にしまして、あるいは国に対する自主性の問題にしまして、何も特殊法人にしなければならぬという理由はないと思う。問題があるとするれば、最後にうたつてある国からの補助金、地方公共団体からの補助金というものが多少あるかもしれないのですか、大体私どもはさういふふうに考えるので、これを提案される理由を、もつとはつきりお聞きしたいと思ひます。

○青柳委員 この点は、刈田さんもお聞きになったかと思ひますが、赤十字のやつておる事業のうち、社会福祉事業は、その小部分を占めておるにすぎないのであります。そういう点から言つて、社会福祉事業法による法人とは、性格を異にしておる事業を多分に含むものであります。従いまして今御発言の社会福祉法人であれば足るというものは、それは間違ひであると存じます。

それから、もう一つ申し上げたいのは、日本の歴史から考へてみましても、現在の日本のありさまとは違ひますけれども、従前は勅令による団体であつたという事実がございます。それから特殊法人にしなければならぬといふような、すぐにさういふりくつは出て参りませんけれども、ただ国際條約なり国際慣例なりの上に明らかな

点は、各国とも一つの赤十字社を認めろ、こういうふうになつておるのをごさいます。この点も参考資料に出ておりますから、ごらんおきを願ひたいのであります。さういふ点。さらに、他の一般法人と違つて、各種の特権と便宜を与えてこれの十分な発達を促さなければならぬ。これもまたお手元にあります。各国が赤十字社に与えておる便宜という資料に明らかであります。すなわち、国際的な観点並びに事業の点から申しまして、特殊法人にする必要がある、こう存するのであります。

○刈田委員 今の御説明では、赤十字が終戦後今日まで普通の民間団体としてやつて来て、ここでわかに戦前と同じように国との関連を強くした法人にしなればならぬという理由は、はつきりしないと思ひます。その点をお聞きしたいと思ひます。

○青柳委員 この点につきましても、先ほど提案の趣旨の中で申し述べましたように、昨年の九月の平和條約の宣言の第一に、日本国政府は、この平和條約が効力を發してからできるだけすみやかに、あるいはおそくとも一年以内に、一九四九年の赤十字に關する諸條約に加入するということを宣言いたしておられます。加入するにつきては、態勢を整へて、國際的によく認められた、すなわち先ほど申しましたごとく、國際慣例あるいは條約からいつて、一つのものを認めるという態勢を整へる必要があるからであります。

○刈田委員 そうすると、提案者は、従来のような民間団体では、さうした赤十字の國際條約に加盟することができない、こういう御主張なんですか。

○青柳委員 公に認められたしつかりしたものをつくる必要が起つて来たといふふうには御解釈願ひたいと思ひます。

○刈田委員 その点であるならば、これは國との關係をつけるということよりも、やはり従来の赤十字社の業績に對して、はつきりした運営組織その他の檢討をするということが、やはり必要なのであつて、さういふ問題は、この委員会でも論議には上りましたけれども、まだそれについてははつきりした結論が出ないで、戦前と同じような國との關係だけをする法律をつくつてしまふということでは、さうした實質的な意味からいつて、國際的にも確實な信用のある団体とするという目的は、私は達せられないように考えるのです。さういふ点からいへば、私は赤十字社については、さういふような組織をかえるというだけよりも、問題は、もつと内部の方にあるといふふうに考えるのですけれども、その点、提案者の方ではどういふふうにお考えですか。

○青柳委員 新しい日本赤十字社として出發するために、お話のように運営なり組織に大改革を加へる必要があるといふことは、まことに御同感であります。従いまして、その点は、先般書面にしても御紹介いたしましたように、相當な改革を行うことに相なつております。その組織なり運営が軌道に乗る——運営の問題につきましても、ただいま御心配があつたのでございしますが、組織なり運営なりにつきましても、法律に規定するものにつきては、この程度で十分だ、あとは運営の問題であると私は存じます。

○刈田委員 その点につきましても、議論にわたりますから、また別の機会に譲りまして、次に私は、この提案の理由にもたゞ／＼出て来、また新しい法案の第一條にうたつてありますところの赤十字の目的、このことについて、これは小委員会でも多少問題になつたかと思ひますけれども、さらにはつきりしておきたいと思ひます。赤十字の理想とする人道的任務を達成するために、赤十字の行動は、一國の政府とか政治とか、宗教、思想、種族、さういふものを越えて行われるんだというところが、國際赤十字連盟の條約のはつきりした精神だといふように伺つておるのであります。この点は、提案者におきましても、あるいは、さういふ現日赤の副社長がおいでになつておりますが、この御兩人から、それに間違ひないといふことを、はつきりお聞きしておきたいのですが、これはいかがですか。

○青柳委員 おつしやる通りであります。ただ、実行のできないものにつきては、ましては実行はできない、ということだけ申し上げておきます。

○伊藤参考人 大体ただいまお話のやうなことでございます。

○刈田委員 そういたしますと、これはやはりこの委員会の参考人としておいでになりました堀川新博士が、非常に主張しておいでになつたのであります。現在の日本赤十字社は、さういふ國際的な赤十字連盟の條約に違反してゐる。なぜといへば、たとへば最近の例をとつていへば、朝鮮の動亂に對して南鮮の方にだけ救恤品を送つたり、あるいは供血作業でこれを救護しておる、これは當然中立であるべき赤十字の精神に違反してゐるというお話

がありました。そのときに委員会においてになつておりました、松井理事だつたと思いますが、南鮮だけを支援するのは本来の赤十字の精神ではないのであつて、当然の場合には北鮮の方にもしなければならぬのだけれども、北鮮に対しては連絡がでないからという御答弁がありましたのです。しかし、私はそれはどうもたいへん怪しいと思うのです。なぜかと申しますと、なるほど供血作業というものは、日本国内で、北鮮の患者さんがいないわけなんですから、できないかも知れませんけれども、全国の小学校の生徒を動員いたしまして慰問文を書かせたりなんかするということは、南鮮といわず、北鮮といわず、これは当然できるはずなんです。あるいはそういう救恤品も送ることが当然できるはずなんです。しかも現在の北鮮の人民の中には、中国の義勇軍も入つていて、当然これは中国の紅十字も参加しているし、また国際的な機関を通して正式に加盟しておる中国の紅十字の方にも、当然私は連絡はできるはずだと思ふのです。その御熱意さえあれば、できるはずだと思ふのですが、それをしておいでにならないということ、は、やはり現在の政治とか政府とかに對しまして、はつきり中立性をとり得ない今の日本赤十字社としての欠陥があるのじやないかというふうに考へるのでありますが、この問題に對しまして、これはむしろ伊藤副社長の御意見を伺つた方がいいと思ひます。

であるとかいつた区別なく、公平、平等に救護に任ずべきことは当然であります。ところが、そうかといつて、實際上不可能なことを赤十字の原則は要求してゐるわけではございません。自分の救護作業の可能な範囲内における戦争犠牲者に対しては、これはひとしく平等に扱わなければなりませんけれども、決して不可能なものまで要求してゐるわけではございません。私ども、韓国動乱が發生いたしました以来、多数の戦争犠牲者が出ておりますので、これに對して救援作業を開始したいと心がけたわけですが、北鮮側には、御了承願ふことかと思ふのであります。ことに、北鮮側の戦争犠牲者に対する救援につきましては、赤十字国際委員会の方では非常な心配をいたしまして、あらゆる手段を講じて連絡をとつたわけでございます。国際委員会の会長がわが北京まで飛行機を飛ばして参りました。またジュネーヴからも医薬品の相当数量を香港まで運んで参りました。これを中国の紅十字のあつせんによつて北鮮側に送らうといはしたのでございますけれども、これも不可能に陥つたやうな実情でございます。さらにまた、私の聞くところによれば、北鮮側の代表がモスクワにおられるやうであります。国際委員会、そういう方面とも連絡をとりまして、何とかして北鮮側の戦争犠牲者に救援の手を差延ばそうといはしたやうでございます。遺憾ながらどうもうまく連絡がつかせんで、実行不可能に陥つて今日に至つておるやうな現状でございます。日本赤十字といは

ましては、輸送の手段も持ちませんし、そういった国際委員会なり何なりの手を通じませんと、何としても北鮮側に救援の手が延びないわけでありまして、ただいま申し上げましたやうな実情で、北鮮側に直接救援物資を送るわけに参つておりません。けれども、国連軍側の手に落ちました北鮮側の捕虜であるとか、あるいは南鮮に避難して参りました戦争難民、こういったやうなものに對しましては、赤十字は各社会事業団体や宗教団体と連合いたしました。一般に広く募金いたしました義捐金を送つたわけでございます。それがひとしくそういった人々にも分配されておるものと、私は確信いたしております。また日赤のつとめております戦争犠牲者、戦傷病者に対する救恤運動に對しまして、直接には国連軍の病院に送つておりますけれども、それらの病院には場合によつては北鮮側の傷病者も入つておるやうであります。そういう方面にも、ひとしくこれを分与するといふやうに私も承知いたしておるのでございます。そういったやうなわけであります。決して私どもは北鮮とか南鮮とか、こういったやうなことに對して、區別を設けようとしておるわけではないのでありますが、事実そういったやうな結果になつておるのでございます。赤十字の條約は、決して実行不可能なことを要求しないのであります。戦争の犠牲者で、手の届く範囲内におられるならば、一刻も早くこの救援に當るべきことを要求しておるの、赤十字條約の精神でございます。私も日赤の行つておる事業は、條約の精神には決して違反して

ないのだというふうに信じております。○荻田委員 今御答弁いただいたわけですが、なるほど、今できております赤十字国際委員会というものは、その人選の点等から考えまして、決して中立的な組織でなくて、そのために北鮮の内部に立ち入ることを拒否したといふことを、私も聞いております。しかしそれ以外にも、ほんとに日本としまして、南北両方の軍隊の戦つておるのに對して、同じやうな救援の手を延べようとするならば、日本の立場としては、私はできなくはないといふことが考えられると思ふのです。たとえばあなたの方で、そのために、それは中国の紅十字に對してどういふ連絡をとられたかといふことを、私はお聞きしたい。

それからもう一つは、これはおそろしく全国にあつたと思ふのであります。特に四国におきまして、朝鮮の兵隊に對して慰問文を書かせました。あるいは朝鮮の子供たちに対して慰問品をつくらせましたところが、四国のある学校の生徒が、南鮮だけへ送るのは不公平だ、北鮮へも当然送らなければいけないと言ひましたところ、その生徒を指導した先生は赤いとか、生徒が赤いとかいふことで、たいへん問題になつたことを記憶いたしておるのであります。本来ならばこういうことは起るはずがないと思ふのです。もし赤十字のやり方がほんとにそういう場合に思想とか人種とかを越えた博愛、人道の精神に立脚しておるのであれば、そういう子供たちの言うことこそがほんとやうな赤十字精神なんで、それを赤いとかなんだといつて問題にするといふことは、私はやはり今の赤十字の運営の仕方、——あなたはそうおつしやるけれども実際上はそうした片手落ちなことを行われている証じやないかと思ふのです。この二つの問題につきまして、御答弁願ひたいと思ひます。

○伊藤参考人 ただいまの最初の御質問は、中国紅十字会と日本赤十字とがどういふやうな連絡をしたか、あるいはどんな努力をしたかといふやうな御質問でございますが、先ほど申し上げましたやうに、朝鮮で動乱が起りまして以来、国際委員会が非常に熱心になつて、北鮮側との連絡に努力いたしております。これは、私どもはただちに承知いたしましたわけでございます。動乱が發生いたしました、ほんのわずかしかなかったのに、国際委員会の方面から通報がありまして、北鮮側にも代表を送り、南鮮側にも代表を送るべく手配をしたといふやうなことで、非常に迅速な連絡を講じておることを承知いたしております。またその後の随時の交渉の結果も承知いたしておりますので、日本赤十字から直接この問題について中国紅十字に交渉いたしたことはございせん。大体こういった場合には、国際赤十字を通じて交渉するのが建前になつておりますので、その普通の原則に従ひまして、国際委員会の活動が実を結ぶことをひとえに期待したわけでありまして、それが今日実を結ばないやうな実情であります。御承知お願ひしたいと思ふのでございませう。ただ北鮮側には、私どもは、私どもの得た情報によりますと、ソ連の赤十字とか、中国の紅十字会、あるいはハンガリー、ブルガリア、ルーマニアの

赤十字等がそれ、救援をいたしておる様に承知しております。

それから第二の御質問、四国で学童に慰問文を書かせた云々のお話でございますが、私そのことはよく承知いたしております。赤十字といたしましては、いつも小委員会でお話いたしましたように、戦時行為に参加しておられます戦闘員に対しては、慰問とか激励とかいうことは絶対にいたしておらぬのであります。戦闘員に離れた戦傷病者とか、あるいは戦争災害者とか、罹災民に対する救恤とか、慰問とかいうことをいたしてあります。そういった面で、動乱の罹災者に対して救援の手を差延べるようにするとか、あるいは戦傷病者を慰めるといつたようなことはいたしてありますが、決してその範囲を逸脱しないようにいたしております。ただいまの御質問の点、私あるいは聞きとり違えたかもしれませんが、実際問題といたしまして、四国の学校にいたしまして、それらのつくります慰問文等が、今日の状況では、北朝鮮に到達することは不可能でございます。不可能のことを私どももいたして要求したり、あるいは奨励したりするわけに参りませんので、その点は、今日やむを得ず日本赤十字が現在のような態度をとつておることを、御了承願いたいのでございます。

○荻田委員 私は今問題にしましたのは、可能、不可能の問題じゃなくて、そういう朝鮮に対する子供の慰問品、慰問文の場合に、北朝鮮に出さないということは不公平だ、そう言つてこれを拒絶した学校に対して、その生徒、あるいはこれを指導した先生は赤いという批判が非常に起つておる。こ

れはその当時の新聞紙なんかにも出た問題ですが、そういう事実に対して、私は日本赤十字社精神というものを本社でもこれを徹底することを思つたであらうし、あるいは一般の人々もその通り考へておるというところ、何よりのこれは証なんだから、これに對して、あなたの方ではどういふことをお考へになつておるかということをお聞きしたい。しかし御存じがないというところであれば、私はそれ以上申し上げるが、それとひとつ、これをはつきりこの委員会でお認め願いたいと思ふのです。というのは、日本赤十字社としては、占領下の日本政府のもとにあつたとしても、当然朝鮮の動乱のごとき場合には、南朝鮮だけにやるといふことは赤十字精神に反してある。これはすべての戦災者や罹災民、あるいは負傷者に対して、赤十字の人道的な手を差延べらるべきものであるが、日本赤十字は、南朝鮮だけにしか行われなかつたことは非常に遺憾に思つておることを、私は赤十字の当事者としてお認め願いたいと思ふ。それはよろしうございませう。

○伊藤参考人 ただいまのお話でございますが、赤十字の原則は、先ほども申し上げたのでございますが、不可能のことを決して要求いたしておりません。今度の朝鮮動乱で申しますれば、日本の赤十字は、中立国の赤十字といつたような立場にあるのであります。が、中立国の赤十字は、交戦各国の傷病者に対して、公平に取扱うべきだ、同時に救援の手を差延べるべきだといふことになりまして、實際上において不可能な場合が、しばしば起ります。結局何にも救援作業をし得ない場

合が起つて来るのであります。そういうことになつては困りますので、赤十字の新しい一九四九年に結ばれた一條の交戦国の戦争犠牲者に救援の手を差延べたからといつて、それは決して非難されるべきではない。それは即刻一方の当事者だけに救援できないときでも、ただちに救援におもむくべきだといふ精神のもとに、一方の交戦国の戦傷病者を救援したからといつて、これは中立違反にもならなければ、また何ら非難を受くべきものでもない。こういうふうなことが條約に明記されておるのでございまして、中立国の赤十字が、一方の交戦国の戦傷病者なり戦争犠牲者なりを救援したからといつて、決してそれは赤十字の精神に違反しないといふことを、はつきり明文に示しておるのでございます。これは一に救援作業を早く開始すべきであるといふところから来ておるわけでありませう。

○荻田委員 私はたくさん質問があるもので、この点にばかり足踏みしておるわけには行かないのですが、この点だけ聞きます。それでは、日本赤十字としては、もし中国の紅十字の方から支援方を頼むということがあれば、日本政府あるいは当時の占領軍の意向にかんがわらず、日本赤十字として、できるだけのことはすべきであり、またしたはずであるということはお答えになれますか。

○伊藤参考人 もしなすべが あつたら、なし得たろうと思ひます。

○荻田委員 次に、それと同様のことで、これも委員会の席上で鎌川参考人から指摘されたことですが、過

ぐるメーデーの事件に対して、赤十字社は全然救援活動をしなかつた。ところが、非常の災害に備へるという赤十字であれば、第一番に出て、こういう非常事態に救援活動をするべきであつたにかかわらず、それをしなかつたといふことに對しまして、赤十字社は知らなかつたのだ、こういうお話でありませう。芝とは目と鼻の口比谷公園であつた大事件が起りました。赤十字の方では全然知らなかつたといふような、そういう機能の麻痺したことでいいと考へておいてになりますかどうか、その点もお聞きしたいと存じます。

○伊藤参考人 私も、当日メーデーにあつた事件が起るうとは、まったく夢想だもしなかつたのでございまして、結局あつた事件が起つた後、すでに救援の処理が終つた後、その事態を承知したのでございまして、それ、関係当局方面で急速な処置をせられたので、あの際には、赤十字が乗り出すことはございませんでしたが、今後は、私どもでございませう。早くそういう情報の入るようになつてほしいものだと思つております。

○荻田委員 そうしますと、今後もしあつた不測の事態が生じましたときには、赤十字社といたしましては、第一に救援班を出して、その犠牲者の救援をやられると思つております。またできるだけそういうような事態に備へるような方法を講ぜられると思つておりますが、その場合に、私は今回のメーデー事件につきまして、その救援活動に附随いたしまして、実は非常に遺憾に思つておるところがありませうので、将来のことのために、ひとつ日本赤十字社の幹部の方にお聞きして

おきたいのであります。それは、当時重傷でもつて病院に運ばれた負傷者の中で、多くの者が、運ばれたその晩に、警察当局によつて尋問を受けたわけですが、中には近藤巨土君のとき、劇的激動によつて卒倒したまま運ばれたような人に対して、警察が一晝夜二十四時間におたつて尋問しておるのです。その結果、近藤君は二、三日を出ないで、それ以後ほとんど言葉を失ふこともできないで死んでおるのであります。これもそういう安静を要する時期に、警察当局から尋問を受けたのが原因になつておることは、明らかであります。そういう場合に、日赤は安心して、ほんとうに博愛、人道の精神から、そうした外部の権力を拒んでも、まず人命を尊ぶといふ、この日赤の精神を生かしてやつていただけかどうか。これにつきまして、私は、決して架空のこととなくして、今後赤十字が救援活動をするといえれば、大切な問題になると思ひますので、日赤としては、あくまで苦痛を軽減し、平和を愛し、健康を回復増進するといふ見地に立つて、そういう場合、処置をしてもらふだけの毅然とした態度をとつてもらえるかどうか、ひとつお聞きしたいと思つております。

○伊藤参考人 新しい赤十字條約によりますと、内乱の場合にも、赤十字は救援活動に乗り出すようなことになつております。日本で、そういうことは万々なからうかと思ひますが、万が一そういうことがあつた場合においては、日本赤十字は、敏速な活動を開始するだらうと思ひます。今、人権問題について、いろいろお話がございましたが、これは私事案を存じませんで、もう

少しよく聞きますと、何ともお答えいたしかねます。

○菊田委員 私は事実のあるなしでなく、そういう場合に、まず人命を守るといふことに、赤十字社としては協力してもらえませんか、というのを、お聞きしているわけです。

○伊藤参考人 赤十字社としては、あくまで人命を守るためにできるだけの努力をすることと信じております。

○菊田委員 私は、たゞいま副社長が言われましたことが、今後必ず実行されることを強く希望いたします。

次に、第二條の關係ですが、第二條に「世界の平和と人類の福祉に貢献するように努めなければならない」ということが書いてありますし、それから赤十字指導原理の十三箇條というのを見ますと、平和の維持に必要な条件をつくり出すように活動しなければならぬといふことが、はつきりうたつてあるのです。それでお聞きいたしますが、日赤は、毎年三十億、四十億近い大きな会計で事業をしておいでになるのですが、繰返しの提案理由の中にうたつてあるところの、そして赤十字のそういう指導原理としてわざ／＼あげてある中に、はつきり明記されてある平和の維持に必要な条件をつくり出すための努力といふことについて、赤十字としてはどういふことをしておいでになるか。これも簡単でけっこうですが、要だけお述べ願いたいと思ひます。

○伊藤参考人 人類愛の精神を普及するために、あるいは講義、講演、刊行物の発行とかいふようなこともいたしておりますし、また国際親善の増進のために、各国赤十字との相互通信と

か、そういうたい／＼なことをいたしております。

○菊田委員 今言われておりますことを、もう少し私は具体的に聞きたいのですが、文書でどういふ活動をしておいでになりますか。

○伊藤参考人 いろ／＼パンフレットなども発行しておりますし、「赤十字家庭新聞」とか、これを月に三回ぐらゐ発行しております。各地で講習、講演会を開いておられることは、教を知らぬような状態でございます。

○菊田委員 私も「赤十字家庭新聞」といふものが出ておりますときには、毎週寄贈を受けて読んでいたのですが、ありますが、その中のどういふことが、今これに該当するか、平和の維持に必要な条件をつくり出す活動といふことになるわけでしょうか。

○伊藤参考人 あの中には、しば／＼人類愛の精神をうたつておられるものがございますので、たゞいま手元に持つておりませんが、お読みいただければ、おわかりいただけるのではなからうかと思ひます。

○菊田委員 それでは、たとえば戦争反対とか、あるいは原子爆弾禁止とか、そういう大きな国際的な動きがあるわけなんです、こういう問題に對しまして、赤十字社としては、従来積極的

に協力しておいでになりましたか。

○伊藤参考人 そういう方面は、赤十字の国際会議でいろいろ決議いたしまして、それ／＼の各国政府に、いろいろ呼びかけておられる次第であります。

○菊田委員 そうすると、日本の赤十字社としても、もしも各地方での赤十字の人たちの活動といふものは、目のあ

たりし／＼見ております。ところが、今私がお聞きしましてお答えになつたように、具体的に戦争の危機に對する反対、啓蒙活動とか、あるいは原子爆弾禁止、これはもう日本人としては一番悉知することのできないものですが、こういうものが今御承知のように

世界で無制限につくられておられるわけなんです、こういうものには對しまして、日本の赤十字社としても、ほんとうにしておいでになつたわけですか。

○伊藤参考人 私どもも、国際会議の決議は、その都度政府に申達してありますし、連絡はとつております。

○菊田委員 そうしますと、赤十字の国際会議で、原子爆弾禁止という問題、それから戦争反対の決議がされて、これは赤十字社として日本の政府には伝達してある。しかし日本国民に對して、こういう問題が、どういふふうにあなたの方の広い組織をもつた宣伝活動をしていくかといふことも、ついでにお話願ひたいと思ひます。

○伊藤参考人 戦争反対の決議といふのは、私、国際会議で決議したことは承知しております。但し、世界平和を確立するための強い人類愛の精神の呼びかけといつたような決議は、いろいろいたしております。それから、原爆の禁止についても決議がございまして、これは国際会議からも政府に連絡をいたしておりますし、またその会議には、政府の代表も出席しております。そういうことでございまして、国内には、そういうたゞいふ決議がありまして、そういうたゞいふ決議が、の刊行物には書き添えてございます。

○菊田委員 私どもは、そういう原子爆弾を禁止せよといふことについて、どういふ強力な宣伝活動を赤十字社の方で国内でやつていらつしやるかといふことを、審問にして知つておられますので、どうぞあとでもつけようから、そういう具体的に戦争を回避し、あるいは戦争の惨禍を避けるような、まじめな活動をやつておいでになつたという資料を出していただきたいと思ひます。

次に第七條の二項について、これは提案者の方にお聞きしたいのですが、「定款は、厚生大臣の認可を受けて変更することができ」といふことになつておられます。なおこの日本赤十字社法の二十二條の四号に、定款の変更は代議員会の決議によるということになつておられます。そういういたしますと、厚生大臣の認可を受けて変更すること、これは当然代議員会でこれを決定されなければ、かつてに厚生大臣の認可で定款の変更はできないんじやないかと思ひますが、その關係はいかに相なつておられるのですか。

○青柳委員 お話のように、二十二條によりまして、定款の変更は代議員会の議決事項になつております。そういう議決されたものを厚生大臣に届け出まして認可を受ける、こういうことでございまして。

○菊田委員 そうしますと、この第七條二項が突然出て参りますことは、法制上の形式から申しまして、やはりこ

ういふふうな書きのあたりまえなんです。これはあとを繰返してみないと、定款は、いつでも厚生大臣の認可を受ける、その変更ができるような感じがするのです。法制の形式といふ

ものがあるでしょうが、その点からいって、いかがでしょうか。

○青柳委員 第二十二條が嚴として存在している以上、御心配ございませ

ん。

○菊田委員 次に、これは小さな問題ですが、十二條に「日本赤十字社は、社員として加入しようとする者があるときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない」と書いてあるのですが、どういふ理由があれば加入を拒むことができるかといふことを予想してお書きになつておられるのであります。

○青柳委員 別にそういう心配がなく、書いてあるのであります。加入を拒んではいけないといふことを強める意味で差加えたものでございまして。

○菊田委員 そうしますと、十二條は、定款に従つて加入したい者は、だれでも入れろといふだけのことであつて、それ以外に意味はないものなんです。

○青柳委員 私のたゞいま申しましたことを、少しかえることになるかも知れませんが、十三條の二項の三号に除名の規定があるのでございまして。除名を受けたような人、もちろんその除名の原因にもよりますが、そういう人につきましては、あるいは拒み得る場合があるかも知れない。そういうことで、これを規定した、こ

ういふ趣旨でございまして。

○菊田委員 この除名は、やはり赤十字の趣旨とか、理想とか、あるいはそれを違反した定款とか、こういうものに違反した行為がない限り、除名されないわけでしょう。そうであれば、第十二條の加入を拒むといふことは、た

だ赤十字の正当の手續をふんで加入を申し込んだものは、だれでもこれは一応加入できるということ以外には考えられないので、それより別な、何か正当づけられる理由があるかどうかということが問題になつてゐるのですが、その点はどうなんですか。

○青柳委員 私、今考えましたことを申し上げますと、たとえば、赤十字社の仕事をやつておつて、赤十字社の仕事によつて、いろいろな犯罪を犯すというふうなことがある。そうすると、そういうことは定款で除名できるというふうになりまして、そういう除名をされた人がまた入りたいたうて来たときに、入れることを拒むという趣旨でございまして、別に政見であるとか性別であるとか、そういうものを差別しようとする意思は毛頭ございせん。

○菊田委員 それはそういうふうにお聞きしておきます。

次に十四條の三号で「日本赤十字社に対し、その業務の運営に關し、代議員を通じて意見を述べること」ということになつておるのでございしますが、これによりまして、社員であつても、代議員を通じて以外に、自分が社員として赤十字の事業に關して意見を述べることではできないということになつておるんでしようか。そうすると、代議員というものは、定款ではつきりきまらぬけれども、これは各府県からいへば、ごく少数の人で、本来その少数の人を通じて自分の意見が正当に述べられるかどうかということ、これは、これから非常に疑問になつて来ると思うのですが、各個の社員が、赤十字の業務運営に對して、社員として意見

を述べるといふことは、どういふ機会にできるかといふことを、ひとつお示し願ひたいと思ひます。

○青柳委員 それは第二十二條に代議員会の議決事項があるでございまして、各種の事業計画などにつきましても、議決事項になつておりました。また「その他定款で定めた事項」こういうことになりまして、事業計画あるいは事業の運営につきましても、代議員におきまして、いろいろ意見を述べることができるといふ道が講じてございまして、これは御存じだと思ひますが、現在の考へでは、代議員は二百三十数名置いて、各府県を代表して出て来る人たちに持たせたのでございまして、従いまして、法律的に、制度的には、その際に意見を申し述べるのができる。これは總會にかゝるものでございまして、そういうふうにしてあるものでございまして、ただ、個々の社員が、事業運営につきまして、そういう正式な行為でなくて、自分々々でもつてそういう意見を申し述べることは、事の當然だと思ひます。

○菊田委員 そうしますと、社員がそういう機を通過すること以外に、自分でも意見は述べられ、またこの社費等で、これは赤十字社の事業運営の基本的なものでございまして、そういう経済のことに關しまして公開して説明を求めるときには、そういう機会以外でも、事情が許せば当然そういう会計等も、各社員に對して公開されなければならぬと私は思ふのですが、この点はいかがですか。

○青柳委員 今あげられました例は、たとえば赤十字社の經理について公開せよといふようなことを一人の社員が要求する場合、それに應じなければならぬかどうか、こういうことだと思ひます。それにつきましても、ここに制度化したしまして、そういう権限は代議員に持たせておるのでございまして、個人々々の社員にはこれはない、こういうふうには私は解釈いたしません。すべし、そういう場合には、その個々の社員を集めて、そうして代議員会を動かして、代議員会において正式にそういう要求をすべきである、こう私は存じます。

○菊田委員 もちろん私は、正式にはそうだと思うのです。ただそういう代議員会を持つことができない、あるいは代議員会のようなものは、やはり年に一回とかいふような制約があるものでございまして、そうでなしに、一人であるが、あるいは何人であらうか、赤十字社の経営上重大な疑点がある場合に、經理の公開を社員という資格でもつて求めた場合に、私はこれに應じなければならぬといふことは、やはりこういう公共団体としては、当然責任があると思ふのですが、そういう点につきまして、提案者の方はどういふふうにお考えでしようか。

○青柳委員 たとえば、代議員会といふものは、ちやうど国会みたいなものでございまして、一人の国民が、ある役所の經理を公開せよと迫つた場合に、それを公開すべき義務はない。やはり国会なり成規の手續を通じて公開を要求すべきであるといふことと同じであります。個人としてはそういうことはできない、こう私は解釈いたしません。

○菊田委員 その点は、私は問題があると思ひますが、そういう御意見として聞いておきます。

次に、十八條ですが、役員を選出につきては、これにはただ「代議員会において、選出する」といふような簡單な一條があるだけですが、これは實際にはどういふふうにして代議員会において選出するかということが、問題だと思ふのです。と申しますのは、こちらに資料としてお出しただきまして、二十六年の役員改選のときの模様を拜見いたしますと、最初から上からきめたものを、まあこれは推薦といふことになつておるわけですが、当時集まつた人たちの意見を聞かないで、どんどんきめておるわけなんです。ここに評議員会の議事録がありますが、たとえばこういうことでやつてゐるわけですね。「次に副社長推薦の件についてお諮りいたします。この議長が言つて「ただいまから副社長一名の推薦につき御協議願ひたいと存じます。それで一人が議長と申して「皆様に御諮りいたします。現副社長の伊藤達三さんは昭和二十三年」云々といふことで「副社長には伊藤現副社長を最適當者と信じますので同氏を推薦いたしたいと思ひます。」と言ひますと、それだけできまつておるわけなんです。協議といひましても、これはほんとに最初どこかできめたものを押しつけるだけなんです。こういうことでは、私も役員を代議員会において選出するといふことの理由がないと思ふのです。これはもう少し具体的に、どういふふうにして代議員会できめるかといふことを、腹案をお漏らし願ひたいと思ふので

配もつともだと思ひます。この点につきましても、従前の赤十字社のやり方とは全然別にして、できるだけ民主的な方法をとらうとするものでございまして、社長、副社長及び監事、この三役員は、二百数十名の本部の代議員が選挙をするといふことに相なつております。それから残る理事の中の四十六名は、各府県の代議員の中から一名ずつ各府県を代表して出す、さらにそのほかに理事の中に十五人といふものを設けて、合せて六十一人にしようとするのでございまして、その十五人につきましても、代議員以外の社員の中から、本部における代議員会において選出する。こういうことに相なつております。

○菊田委員 そうすると、選出といふことは、原則的には一律には行きませんが、大体選挙といふふうには解してよろしいやうにございまして。

○青柳委員 投票を用いて行つ選挙も含めまして、あらゆる選挙の方法による、こういうことでございまして。

○菊田委員 そうすると、推薦といふことも、選出といふことの中に入るわけですか。

○青柳委員 推薦は違ひます。推薦は、たとえば副社長をきめるときに、社長が推薦して代議員会の同意を求め、社長一個の意見で行きますが、選出はそういうものではございません。代議員会において投票を用いることもありましよう、あるいは立候補制度によつて投票によつてきめることもありましようし、あるいはだれかが、だれがどうだろつかといふ話をして、皆がよいといふことできまる場合もありましよう。すべて天くだり的なことを

廃止したい、こう存しております。

○市田委員 次に、従来日赤には、総裁とか顧問とかいうような名譽職が置いてあつたのですが、今度の法案には、総裁も顧問も出ておりません。この総裁、顧問は、今後は置かないという建前でこの法律をおつくりになつたのでしょうか。それとも、この法案に書かれてある以外の名譽職のようなものがまたできることは、さしつかえないというお考えでございましょうか。それをお聞きしておきたいと思ひます。

○青柳委員 総裁も顧問も、やはり従前の通り置いておこう、こういう趣旨でございす。ただ、法律的に権限を持つた会議体でございせんので、これには規定してないわけでありす。従前通り、総裁なり顧問なりはそのまま存置する、こういうことでございす。これらにつきましては、定款でそのようになつております。

○市田委員 どういう意味で、総裁、顧問というものがここにいらすか、それを簡単に御説明願ひます。

○青柳委員 それは権利義務と申しますか、法律的な権限を持たないものであると考へます。代議員なり理事なり、そういうものは、ここに掲げられた法律上の権限を保持いたしますので、これを規定したのであります。その他の法律上の権限を持たないものにつきましては、規定をはずしてあるわけでありす。

○市田委員 そういう決定権も持たない、運営を左右する力も持たない総裁や顧問というものが、どういうわけで日赤に在るかということをお聞きしてはるわけですか。

○青柳委員 法律的に別に権限を持たなくても、日赤の功勞者であるとか、そういうような人を適當な地位に置いておきまして、とき／＼それにお集まり願つて、いろ／＼事業の報告なりをするということによりまして、いい意見なども承ることができよう、それによりまして、日赤の仕事の推進をやつて行くこともできるという輕い気持ちで置かれる制度だと私は思ひます。

○市田委員 私は、現在日赤は、皇后が総裁になつてゐると思つたのでありますが、これは輕い気持ちでいただけるといふものじやないと思つたのです。日赤がいろ／＼な政治的な、あるいは思想的な、一國の政府までも超越して、場合によつては中立的な、博愛人道を行ふという立場からいへば、そういう総裁などの人選も、従来の人選から考へまして、私はやはり大きな問題があつたと思つたのであります。決してこれは、輕い気持ちで御意見を伺ふのにはいいから、総裁、顧問を置くというふうな建前ではないじやないかと考へるのであります。さらに提案者にその点をお伺ひしたいと思つたのです。

○青柳委員 輕い気持ちといふのは、語弊があるかもしれませんが、私は、主として顧問の説明を申し上げたのであります。総裁の問題につきましては、今御意見を承りましたが、これは各国にも例がございす。イギリスは皇后陛下をもつて総裁としておる。アメリカは大統領をもつて総裁としておる、そういう事例もあつたので、それにならつてもさしつかえないものであらう、こう考へます。

○市田委員 これは総裁だけの問題ではないかも知れませんが、日赤

の運営の上におきまして、今日日赤を民主化して、ほんとうに広い人道精神を行ふのに障害になつてゐる一つとしては、私はそういう特殊な階級とのつながりをあげたいと思つたのです。私は現在の日赤の病院が、終戦後も相かわらず宮家とか、あるいは皇室といふものを特別な対象としたまま、特別室で、あるいはいろ／＼な待遇も異なつた待遇をし、そして入院料などの會計の方もとつていない。それから現在のでもいろ／＼な宮家に対して、特別の看護婦を差上げておきまして、これに對しても、たとえば宮内庁あたりの給料の標準と日赤の看護婦の給料の標準が違ふ場合は、日赤の方からその差額を補つてゐる、こういうような經營をしてゐることを私は聞いてゐるものであります。こうしたことは、日赤がうたつておられますところの基本的な精神とは、何の關係もないどころか、かえつてそういうような運営をしてゐること自体が、やはり日赤を世間一般から正しく見させない大きな原因になつてゐると思つたのです。だから、私はこの際、そういう定款にうたわれない総裁とか顧問とかいうようなものをずらずら並べるようなことは、やめていただきたい、こういうふうに考へるのでありますが、いかがですか。

○青柳委員 ただいまあげられました事実につきましては、私は存じませんので、後ほど日赤からお答へがあると思ひます。ただ、私が申し上げたいのは、先ほどお答へいたしましたように、今回のこの新しい制度におきましては、日赤を民主的な組織にする、こういうのでございまして、その組織が民主的であるならば、あるいは皇室

をいいただくということも、他国にも例があるので、イギリスの赤十字、あるいは皇室ではございせんが、アメリカにおきましては大統領、そういうものを置いてありまして、それがために赤十字社が封建的になるとか、特權的になるといふことは、私は考へられせん。すべては組織といふものが民主的になればよろしかろうと存するのであります。

○市田委員 それでは日赤の副社長に、その点につきまして伺ひたいいたします。ただいま私が申しました皇室あるいは宮家に対する日赤の特別な關係、さらに看護婦の階級章とかあるいは制帽とか、そういうものがございすとく照憲皇太后とかなんとか、皇室と結びついてゐる。これは人民のための、國民大衆のための、あるいはもつと広く世界の人類を対象にした赤十字の國際的な組織の一つでありながら、そういう特權的な一部の人と傳統的に結びついてゐるというところは、過去はおいて、今後の日赤としては、やはり改めるべきだといふ意見を持つてゐるのでありますが、そういう事実があることをお認めになりますかどうか。その点につきまして、お伺ひしたいと思ひます。

○伊藤参考人 ただいまお話の、皇室に對して、あるいは入院料を無料にしたり、その他特權的な扱いをしたといふことは、私は全然承知してございせん。戦前には、そんなことがあるいはあつたかもしれませんが、終戦後は、そんなことはないと私は信じております。

なお、皇室を名譽役員にいたたいておりますことは、皇室なり王室なりの存する国においては、例外なくそれを

いたしてありまして、赤十字は、それぞれ各国との國際親善の増進上、そういった面で大きな貢獻をしておると思つておりますので、今後もそういうふうになりたいものだと思つております。

○市田委員 あなたは知らないとおつしやるのですが、ひとつこの点は、お調べ願ひたいと思ひます。私は、これは決していいかげんなことを言つてゐるわけじやなくて、相當な根拠を持つて申し上げてゐるわけですから、ひとつお調べ願ひたい。そして、そういうものは、日赤としては当然あるべきものといふお考えか、そういうことがあつて、これをひとつお答へ願ひたいと思ひます。

それからもう一つ私についてお聞きしますのは、戦後も日赤の看護婦に對しまして、朝夕の礼拝をさせておる。これは日赤の寄宿舎の學生だらうと思つたのでありますが、こういうことも、宗教の自由といふことを言つてある日赤の看護婦さんの養成にあたりまして、朝夕礼拝をせよといふようなことは、これは行き過ぎじやないかと思つたのですが、こういう点につきましては、ひとつお答へを願ひたいと思ひます。

○伊藤参考人 最初の皇室に對する特權的な取扱ひという点は、私は全然承知してゐない、そういうことはあり得るはずがないと信じてゐるのであります。よく調べてみたいと思ひます。

それから、日赤看護婦のおそらく養成してあります學校に對しての礼拝問題でありまして、これは御承知かもしれませんが、終戦後聖路加病院

の看護婦の生徒の養成所が、聖路加病院自体が進駐軍に接収せられましたが、ために、現在その依頼を受けて、日赤の看護婦の専門学校と同じ校舎で、同じ教育を施しております。あの寄宿舍に聖路加の生徒もおります。そうして聖路加さんの方では、朝夕礼拝いたしておられます。日赤の看護婦の生徒のうちで、あるいはクリスチャンの人は、若干それに参加してあるかもしれぬと思ひます。この点については、看護婦の養成所のある者に、赤十字が宗教を強制するような立場をとつてはいかぬからという注意をいたしたことはございませうが、決してそんなことはありませぬ。希望者が出ておることにはあるというふうに、私は聞いております。

○菊田委員 この点も、さらに御調べ願ひまして、後刻、私から申しました点が間違つていたかどうかということ、これは聖路加の生徒さんじゃなくて、日赤の生徒さんたちが朝晩礼拝を行わされておられるという話を聞いています。そうであるならば、あなたもお認めになつておられるに、日赤としてはクリスチャンを養成するわけはないのですから、ひとつその点もはつきりお調べなすつて、御回答願ひたいと思ひます。

次に看護婦のことなんですが、今後の看護婦の規定によりまして、従来の看護婦とどういふ点がかわつておられるか、これを提案理由を見ますと、従来の看護婦とかわつておられるように書いてあるのですが、私はその点がよくわからないので、ひとつお聞きいたします。

○青柳委員 かわつております点は、

看護婦につきましては、従前十二年という義務年限があつたのであります。それをここで御存じのように、こういうふうに変更されておられるわけでありませう。

○菊田委員 今度は義務年限が全然書いてないのですけれども、しかし義務的な奉仕はさせられることになるのだらうと思ひますが、その点はどうなんでしょうか。

○青柳委員 その点につきましては、まず養成を始める前に、採用する者につきまして、赤十字につきまして非常に理解する者であるかどうかということを確認しまして、まずそれをもつて赤十字について十分な理解を有する者のみを採用いたして、養成してほかに出す。そういう場合にも、採用する前に、相当理解をする者であるかどうかというところを確かめておられますし、また養成所に入つておられる間にも、いろいろ精神訓練を受けておられると思ひます。そういう者が出来て他に働いておられる際には、できるだけ出るように努める。こういうことは、非常に實際的な解決なんです。いたずらに人身を束縛するということも排除しようと思ひます。この点から、こういうふうな規定にいたしては、大體さういふふうにあらかじめ承知した人に対してこれをまかせるといふことなんです。それはやはり終身の義務になるのか、あるいは何年間としまつた期限をつけた義務にするのか。この点は丸山委員も今日お尋ねになつておられるのでありますが、やはりこれは重要なことだと思ひますので、提案者としてのお考えを一つお

聞かせ願ひたいと思ひます。

○青柳委員 終身の義務にしうなどということは、考えておりません。もう相当年をとつてしまつて動きまらぬというふうな人を、無理にひつぱつて来るというふうなことは考えておりません。大體の気持はいたしまして、学校を出てから七年間くらい、こういうことでございませう。それも強制をしない、できるだけ出て来るように努力する、こういうことでございまして、終身、年をとつてもいつまでもあるいはほかのいろ／＼な家庭の事情があるにかかわらずというふうなことは、考えておられるのでございませう。

○菊田委員 それから日赤の看護婦は、看護婦さんとか、あるいはお医者さんもあるのか。これは賞費生だけがこういう形になるのですか。それとも私費でも日赤の学校を卒業した人に対しても、やはりこういう義務を課されるわけですか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○青柳委員 それは二十九條の二項にございませう。「前項の養成は、日本赤十字社が学費その他の費用を負担して云々とあります。いわゆる賞費生のみでございませう。

○菊田委員 これは大體従来日赤で養成しておられる看護婦さんの中で、私費の方も相当あるように聞いておられるのでありますが、どれくらい割合になつておりますか。

○伊藤参考人 パーセントを出したところとではございませうが、ほとんど三、四名、多いときで四、五名、ほとんど数えるに足らぬ人数であります。

○菊田委員 私費の方は非常に少いというところなんです、大部分が賞費生だということになりますか。

○伊藤参考人 そうです。

○菊田委員 これは看護婦の養成につきましては、日赤でおとりになる養成の機関というものは、高等学校を済まして、あと三年間の専門教育を受ける看護婦さんのことだと思ひます。けれども、その場合に、私の聞いておりますのは、私費の方も相当入つておられるように聞いておられるのですが、おつしやつたように、ほとんど数えるに足りないような、こういうのが實際でしようか。この点も實際の人数について、明日でもつけこうですが、もう少し資料をお出し願ひたいと思ひます。

○伊藤参考人 今手元に資料がございませぬが、先ほど申し上げましたように、これはほとんど例外的に入れておるのでございまして、ほんのわずかでございませう。

○菊田委員 この看護婦が、七年間は病院の課せられる一切の義務に對して、これを拒絶することができないのかどうか。この義務というのは、どういう義務であり、またそういう義務は、拒絶できるものかどうかということとを、ひとつお聞かせ願ひたいので

○青柳委員 これは二十九條の三項に「養成を受けた者は、日本赤十字社が、これらの者が看護婦として救護業務に従事するのなればその救護業務を適正に行うことができないと認めて、救護業務に従事すべきことを求めたときは、これに應ずるよう努めなければならぬ」と。これは努めなくてはならぬというのでございませうから、拒否することもできるのでございませう。

○菊田委員 すると今提案者の方で言われましたように、建前からいへば、そういう救護業務に従事しなければならぬのだけれども、その人の個人的な事情を申しまして、その義務年限の七年間であつても、その人の個人的な意見がある程度尊重いたしまして、そういう義務を拒否するというのが可能である。こういうふうな御返答と解釈してよろしいのでございませう。

○青柳委員 できるだけ願ひに應じてくれることを希望いたしますけれども、やむを得ない事情があるときには、拒否をすることができ、こういうことでございませう。

○菊田委員 私は、實際問題として、これは相当大きな関係があると思ひますので、くどくどお聞きするのですが、やむを得ない事情として認めるかどうかというところは、一休だれがおきめになりますか。

○青柳委員 赤十字社がきめるのであります。だから、正式には赤十字社長がきめるということになります。

○菊田委員 そうしますと、本人の方では、たとえば招集の義務等に対しては、自分の理由を申して、招集に應じられない、そういう場合があつたときにも、赤十字の社長の方で、これくらいな理由ならば、人数も足りないことだから、ぜひ出てもらわなければいけないということがあるれば、やはりその理由が認められない、こういうことも十分考えなければいけないわけですね。

○青柳委員 いろ／＼な場合がございませうが、その場合々々につきましては、私はここでよく御返事はできないと思ひます。ただ一つ申し添えてお

きたいのは、これに従わなくても罰則はないということを申し上げておきます。

〔委員長退席、丸山委員長代理着席〕

○荻田委員 罰則がないということはわかりましたが、たとえば赤十字社の看護婦としてのいろ／＼な資格だとか、権限だとかというものがあらずですが、そういうものを拒否しても、別にそれによつてどうかあるというところは、ないわけですか。

○青柳委員 資格だとか権利だとか、別にかつたものはないのでございませう。ただいまの御質問が、看護婦たる資格を取上げるかどうかという御質問でありましたら、それに対しては、そういうようなことはしないというのを申し上げておきます。

○荻田委員 そうでなくて、従来も今度の朝鮮事変の起りました際にも、日赤の看護婦さんに対して、長期招集にに応じられるかどうかという内々の調査があつたということを、聞いておるのです。そういう調査の際に、あるいは家庭的な事情からあるいは本人の健康等の事情から、長期の招集には応じられないという返答をした者があれば、大体その通り認められるかどうかということなんです。

○青柳委員 もしも本社の方で認めなかつた場合に、その人が拒絶しても、その看護婦が――従来いろ／＼な病院に働いておりましたが、そういうことにつきまして、赤十字本社としては何ら支障の起るような処置をとらないかどうか、そういうことをお聞きしたいわけなんです。

○青柳委員 事前にそういう調査をする

るかどうかというところは、私はよく存じませんが、もしそういうことをしまして、その看護婦さんの届出が、長期にそういう所へ行つて働くことができないということがありました場合には、それだけでは事は済まない、調査ぐらひはする、こう思います。ただちにそれだけによつて、うのみにするのはないだろうと思ひます。それから、招集といひますか、集まれの号令がかつた場合に行かなかつた、断り続けたというために、何らかその看護婦さんに對しまして待遇などを落とすとか、あるいは罰するとか、そういうようなことは全然ございませう。

○荻田委員 三十條の「救護員として日本赤十字社の行方救護業務に従事する場合のあること又は従事したことを理由として、不当な取扱をしてはならない」ということは、どういうことなんです。

○青柳委員 これは、そういう看護婦さんなら看護婦さんを使つておる人が、その看護婦さんが行つたとかどうかというので、その人に不当な取扱をしてはいかぬ、こういう意味であります。

○荻田委員 三十六條、三十七條の募金関係のことですが、これは休会前の委員会のことから問題になつておつたのでありますが、やはりこの赤十字の事業を募金でやることは本則でない。これはあくまでも社員を中心にした社費や、あるいは事業活動をやつて行くべきだというふうに考へておるのであります。先刻来この問題につきまして、いろ／＼そちらの方でも御協議があつたようでありましたが、大体どういうふうな御決定になりましたか。この

募金の問題につきまして、もう少しはつきりとお伺ひしたいのであります。

○青柳委員 冒頭の赤十字の事業は社費をもつて充てる、あるいは事業活動によつて行つたということには賛成でございまして、赤十字社に關しても、やはりそれは賛成をしておられるのであります。あれ／＼としても、そうあるべきだと思ひます。ただ現状が、それのみをもつて事業を運営して行くことができないので、赤十字募金というものがたよりざるを得ないのでございませう。この点につきまして、二、三年といわず、当分の間はこれを許したいと存じます。ただいまの問題につきましては、先ほど来、いろ／＼委員の中でお話をいたしました、まだきまつておりませんので、御報告する段階にはなつておりませんが、赤い羽根も、白い羽根も、青い羽根も、緑の羽根も全部許可制度にすべきであるという意見が強いのであります。これにつきましては、近い将来法制化すべきだという意見が強いのであります。当分の間、どうするかということについては、ただいま研究中であります。

○荻田委員 私は現状の日本の国民生活の上から考へまして、税金と同じような募金に對しましては、原則的に反對であります。しかしこれがどうしても行われるのだということであれば、募金のやり方について、私はやはりここではつきり方針をきめてもらいたいと思ふのです。それは許可制にするということも、もちろん必要ですが、もう一つ、先生が小学校の生徒を連れまして、授業を休んで街頭募金に出るような今のあつたやうなやり方ですね、これはこの際はつきり方針としてやめるよう

な処置をとつていただきたいと思うのですが、この点について、どういふふうにお考へでしょうか。

○青柳委員 それは、やめるならやめるといたしまして、全部のそういう募金事業について、平等に進むべきであると存じます。

○荻田委員 私が伺ひましたのは、それでなくて、今やつてゐるうちに、学校の生徒を使つて、授業を休んで、先生と一緒にやつて、赤い羽根、白い羽根の募金をやるというやうなやり方は、これはとにかく、そういう募金はやつてはいけなかつたというふうにはつきり方針を出した方がよいということ考へておるのですが、その点について、赤十字社法案の提案者として、どういふふうにお考へになつておりますか。

○青柳委員 大分私御同感の点があるものであります。それはこの法律事項でもなし、やるならやるで、やはりこれは荻田さんも御同意だと思ひますが、白い羽根ばかりでなく、赤い羽根についても、緑の羽根についても、平等にやらざるを得ないと思ふのであります。大体御同感でございませうが、それはすべて運営にまかせたい、こう存じます。

○荻田委員 募金のことにつきまして、いろいろ問題がありますが、これはなおこの委員会でも問題が残つておるようでありまして、その際また関連して意見を述べさせていただきますことにします。

次に、四十一條につきまして、お聞きしたいのですが、この補助金を出すことなんです。これは必要ありと認める場合には、国から補助金を出すとい

うことになつておるのですが、これはどういふときに必要があるか、認めるか。あるいは補助金の限度はあるのか。あるいはそれはそれと同じ條に書いてあります、有利な條件の貸付ということは、具体的にいうとどういふふうになるのか。こういう点を、もう少しはつきりお知らせ願ひたいと思ひます。

○青柳委員 赤十字が災害その他騒乱などの場合に、その事態に即応して活動するためには、いろ／＼な器材なども準備しなければなりません。そういう際に、すべて社費あるいは共同募金で行くということでは、足らない場合があるものであります。国も必要と認めれば、そういうものを購入するた

めに補助金を出す、あるいは国の各種の施設などを貸すときにも、いい條件で貸す、そういうような意味であります。

○荻田委員 私が言ひましたのは、そういうつまり普通の経費です。その普通の経費が足りない場合にも、国で補助金を出すということになるのですか。ただいまの御返答では、そういうふうな聞かれたのですが、そういうこともあるわけですか。

○青柳委員 経費につきましては、そういうことは考へません。ただいま私が申し上げましたように、必要なことが起ることが予知されるやうな際に、必要な器材等の購入、そういうやうなことを考へておるのであります。経費について補助金をもらつたというところは、考へておりません。またそういう意味では、現在の憲法でございましておると私は存じます。

○荻田委員 そういふところの認定で

すね。どういふものが必要で、それに對してどれだけの補助金を出すかといふことは、一体どこできまるわけですか。

○青柳委員 それは赤十字社を監督するのは厚生省でありますから、厚生省と赤十字社という、折衝がありましよう。そうした上に、厚生省と大蔵省と折衝の上にきまるものと存じます。

○荻田委員 そういたしますと、有利な條件の貸付というのは、どういふのですか。

○青柳委員 物を買う場合にも、いろいろあると思うのです。器械などを買うこともありましよう、あるいは建物などを買うこともありましよう。そういう際にその物自身をもらえたいのですが、またそれに必要な金をもらえばそれで済みますが、金を借りてそれをかうという場合もあり得ると思うのであります。政府から金を借ります際に、その貸付の條件をゆるめてもらう、こういう趣旨であります。

○荻田委員 そういたしますと、今行われておりますいろいろな融資の中で借りるわけではなくて、そのとき／＼に應じまして、特別なそういう有利な方法を講じられるわけですか。それとも、今ある法律の中で、やはり貸付が行われるということなんですか、そのことをお聞きしてゐるわけです。

○青柳委員 將來法律ができることもありましようし、現在いろいろ貸付をしてゐる制度もございます。それにつきましての適用もあり得るものと、こゝう私は考えます。

○荻田委員 たいへんざつとですけれども、逐條的に不審な点をお聞きした

わけですが、さらに、日赤の方から提出されております資料につきまして、不明な点を二、三お聞きしたいと思ひます。これはやはりこの法案審議の上で、非常に關係があると思ひますので、お聞きしたいと思ひますが、日赤の博物館の部屋を借りておられますバルコム商會というのは、どういふものでしようか。現在とも引續いてこれは貸しておいでになるのですかどうか。

資料では、この点がはつきりわかりませんので、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○伊藤参考人 これはバルコムという米國系の商會社であります。貸付期限は大體六月八日までの期限で貸したのでございませう。ただいままだ赤字の方では、それを利用することも考へておりませうので、もう少し貸してもらえないかというような申出がありますが、まだ考慮中に屬してあります。

○荻田委員 これはアメリカの會社なんです、どういふことをやつておる會社なんです。

○伊藤参考人 先ほど申し上げましたような貿易商でございまして、いろいろな精密機械器具類を輸出入いたしておるようであります。その事務所でございませう。

○荻田委員 私はこの法案の中に、そういうようにほかにいろいろ／＼なものを買はしてはならないのだというような規定が、どこかにあつたやうに思ひますが、ちよつと私も今はつきりその法案をつかみ出せないのですが、そういうところと抵觸するやうなことはないですか。日赤と關係のないものに貸してはいけないというやうなことが、どこかにありましたね。

○青柳委員 そういうことに関する規定は、ここにありません。

○荻田委員 何かあるやうに思ひますが、あとでもう一ぺんよく調べましよう。

厚生省の方がおいでになつてゐるやうですから、厚生省に對してお伺ひしたいのですが、この委員會でも、日赤法を審議いたします過程におきまして、從來の日赤の経営の面につきましては、／＼不十分な点が問題になつたのであります。特に厚生省と日赤との間におきまして、非常に野合的な不正なことが行われてゐるというところが、瀧尾参考人の口から、事實であつて出でゐるわけでありませう。はつきりもう一ぺん申しますと、二十五年の九月十三日には、午前二時ごろ厚生省から八名で本社に詣りて、食堂をたたき起して、酒やビールなんか食べ物を

出させて、麻雀をやつたと、二十四年の四月から七月までの間に、九万円ほど麻雀費用を日赤は渡されてゐる。こういうことについて、当時の食堂部長からその請求書が出されたという事實があります。それから、たとえば二十五年の四月一日には、厚生省の社会局の中川事務官あてに、旅費三万六千五百四十円というふやうなものがやはり渡されておる。そういう具体的な例を、もう少しあげればあります。たとえば二十四年十二月二十三日付の請求書では、厚生省を伊東に招待した支払いの請求書を、やはり食堂部長が出しておる。こういうことがあるわけなんです

が、この点に對しまして、厚生省としては、實際監督官庁ともあるやうなものが、そういう日赤の幹部となれ合つて、一千三百万人というやうな社員か

ら出させ、あるいは募金で税金みたいなにして割付けて取上げた金を、こういうところに使つておるといふことは、實際けしからぬといつても言い足りないほどですが、實際どういふことがあつたことを、あなたは承知してゐますか。そうして、こういうことが委員會で参考人の口から出たのですが、これに對しまして、その後調べるとかなんとか処置なさいましたか、この点につきましてはお聞きしたいと思ひます。

○能崎説明員 ただいま社会局長がおりますので、私庶務課長ですが、かわつて御答弁申し上げます。この前そういうお話がござつたという事實を聞きまして、その後日赤の方とも、そういう事實を一々當つて見ました。それでわかりました事實につきまして申し上げますと、厚生省のわれ／＼が日赤側の職員と親睦の意味で野球をやつたり、麻雀をやつたり、それからパレーをやつたり、そういう事實は数回ございませう。しかし、それをやりまして、たゞに、必ず厚生省側と日赤側の職員の親睦の意味でありませうので、費用につきましては、厚生省側も負担をいたしておりました。決して日赤側だけが一方的に負担をしておる、こういう事實は上つておりません。従いまして、金額につきましても、ただいま申されましたやうな金額では全然ございませうので、これははつきり日赤側の証憑書類につきましても確かめまして、事實によりまして、そのやうな金額でないといふことを、私ここで断言できると考えております。

○荻田委員 そういたしますと、こゝで瀧尾参考人から事實をあげ、金額をあげて出されました意見というものは、當委員會において間違つたことが述べられておる、こういうことを厚生省としては御主張になるのだと思ひますが、しかとさうですか。

○能崎説明員 さうでございます。

○荻田委員 この委員會は、そういうことをここで黒白を争う権限も持ちませんから、私はきよはるこの程度でこれ以上つづ込んだ質問はいたしませんけれども、しかし日赤と厚生省との間の問題は、相當甚だしいやうに思ひますし、今後直接厚生省が監督官庁になられる關係もありませうので、この問題につきましては、あなたが、それは間違つておると、はつきり厚生省の意見を代表して、この委員會に參られて答弁せられたといふことで、さらに問題は別個の方法ではつきりさせたいと思ひます。

さらに、厚生省の方にお聞きしたいのですが、現在の日赤の幹部を相手取りまして、元日赤の職員組合の委員長から告訴事件が出ております。これはまだ民事訴訟が進行中であつて、黒白はついていない。しかしその中には、やはり日赤の経営に對して非常な疑惑を持たせるやうな事件がたくさん載つておるわけですか。もちろんこれは厚生當局も監督官庁として御存じだと思ひます。あるいは今調べてもらつておるものでありますが、栃木県におきましては、この前の參議院の選挙に立候補いたしました知事、つまり從來の日赤の支部長でありました知事に対して、日赤の方から退職金とかあるいは慰勞金とかいふ名目でもつて十萬円の金が出ておる。これもはつきり金額であるいは人を指定して言われておるものでありますが、こういう問題もあるの

で、支部のやつておることは本部は知らないと言われるかもしれませんが、やはりこういう問題も日赤の現在の経営を不明朗にしておる。これが事実とすれば、やはり問題だと思ひます。まだはつきり黑白はついておりませんが、れども、しかし今日までまだ明朗になつていない大きな日赤という舞台を経営してある現幹部の責任という問題に對しまして、厚生省は監督官庁として、どういふふうなお考えを持つておいでになるかということをお聞きしたいと思います。

○能崎説明員 私、庶務課長でございます。あるいはこのようなお答えをするのは失礼かと存じますが、今までもこの委員会におきましていろいろとりざたされましたいわゆる不正事件その他の事件につきまして、私どもはつきりした調査をいたしております。しかしその調査の内容につきましては、一部とりざたされております事実とは全然異なりまして、ここに各委員方にあるいはお配りになつておられるかと思ひますが、日赤側のいろいろ調査内容が出ております。あの日赤側の調査内容というものを、われ／＼は事実として確認をいたしておる、こういうふうに申し上げたいと思ひます。

それから栃木県の問題その他につきましましては、私全然存じ上げておりませんので、お答えすることは差控えたいと存じます。

○荻田委員 そうしますと、厚生省は現日赤の幹部に對しまして、千三百万人の大きな社員を持つており、しかも今度は国と特別な結びつきまでしようとする日赤を運営してある現幹部に對して、やはり満腔の信頼をもつてこれ

を支持してあるというお立場を表明されてゐるわけですか、その点もう一度はつきりとおつしやつていただきたいのです。

○能崎説明員 私、庶務課長の立場といたしましては、十分信頼いたしておる、こういうふうな断言申し上げてきしつかえないと思ひます。

○丸山委員長代理 なお金子委員から発言の通告がございますが、厚生省側から見えませんが、本日はこの程度で散会いたします。

次会は明日午前十時より開会いたします。

午後四時三十分散会